様式第2（表面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「公表します。」を「公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加え、同様式（裏面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加える。

様式第3及び様式第3の2中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第4中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改める。

様式第4の2、様式第5及び様式第7中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第8中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「年　月　日の」を「年　月　日付けの」に、「確認しません」を「確認をしません」に、「確認しない理由」を「確認をしない理由」に改める。

様式第8の2中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「重量」を「質量」に、「平成二十七年度までに六十四パーセント」を「平成三十二年度までに六十五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　幹雄

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「容器に」を「の原料に」に、「重量」を「質量」に、「平成二十七年度までに九十七パーセント」を「平成三十二年度までに七十五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の㈠の8の⑵の中欄5中「第九条の表第六号」を「第二十七条の表第十三号」に改め、同欄7中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同表の二の㈠の8の⑵の下欄6中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の㈠の8の⑵の中欄5中「第九条の表第六号」を「第二十七条の表第十三号」に改め、同欄7中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同表の二の㈠の8の⑵の下欄6中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。